

原子力規制庁の主な対応（10月3日以降）

（東京電力福島第一原子力発電所関連）

平成24年11月7日
柏崎刈羽原子力規制事務所

【10月3日】

- ・ 原子力規制委員会は、9月26日付けで東京電力に対して、9月22日の福島第一原子力発電所第3号機がれき撤去作業中に発生した使用済燃料プールに鉄骨が落下した事象について、その原因究明及び再発防止対策を求めるとともに、本件による使用済燃料及び使用済燃料プールへの影響評価を行うこと等を指示しましたが、東京電力から報告を受領しました。 (P,3)

【10月10日】

- ・ 原子力規制委員会は、福島第一原子力発電所第3号機がれき撤去作業中に発生した使用済燃料プールに鉄骨が落下した事象について、東京電力からの報告を評価し、鉄骨落下による使用済燃料等の健全性に係る影響が確認されていること、落下原因の究明や再発防止対策が検討されていること等から、がれき撤去作業の再開については差し支えないものと判断しました。併せて、原子力規制委員会は、東京電力に対し、使用済燃料プールから冷却水が喪失した場合における使用済燃料の健全性及び影響評価等について、追加的な対応の指示を行いました。 (P,5)

【10月17日】

- ・ 原子力規制委員会は、10月15日に発生した福島第一原子力発電所第3号機のタービン建屋内における放射性物質を含む水の漏えいについて、原因究明を行うこと等について指示しました。 (P,15)

(以上)

ホーム 新着情報 福島第一原子力発電所第3号機使用済燃料プールへの鉄骨落下事象に係る報告を受領しましたので公表します。

新着情報

福島第一原子力発電所第3号機使用済燃料プールへの鉄骨落下事象に係る報告を受領しましたので公表します。

平成24年10月4日 原子力規制委員会

原子力規制委員会は、平成24年9月26日付けで東京電力株式会社(以下「東京電力」という)に対して、平成24年9月22日の福島第一原子力発電所第3号機がれき撤去作業中に発生した使用済燃料プールに鉄骨が落下した事象について、その原因究明及び再発防止対策を求めるとともに、本件による使用済燃料及び使用済燃料プールへの影響評価を行うこと等を指示しました。

10月3日に、東京電力から、福島第一原子力発電所第3号機使用済燃料プールへの鉄骨落下事象に係る報告を原子力規制委員会が受領しましたので、公表します。

1. 経緯

(1)平成24年9月22日午前11時頃、福島第一原子力発電所第3号機原子炉建屋上部のがれき撤去作業中に、使用済燃料プール付近にあった鉄骨が当該プール内に滑り落ちる事象が発生し、同日付で原子力規制委員会に報告がありました。

(2)原子力規制委員会は、本事象の内容に鑑み、原因究明及び再発防止対策を講じるとともに、本件による使用済燃料及び使用済燃料プールへの影響評価を行うこと等を同日付で口頭にて指示するとともに、平成24年9月26日付け「福島第一原子力発電所第3号機使用済燃料プールへの鉄骨落下事象について(指示)」により、原子力規制委員会から東京電力に対し指示を行いました。

(3)10月3日に、原子力規制委員会は、上記の指示に対する東京電力からの報告を受領しました。

2. 原子力規制委員会の対応について

原子力規制委員会は、東京電力から提出された報告書について、その内容を評価してまいります。

別添

[福島第一原子力発電所第3号機使用済燃料プールへの鉄骨落下事象に係る報告【PDF:358KB】](#)  (略)

[福島第一原子力発電所第3号機使用済燃料プールへの鉄骨落下事象に係る報告\(添付資料\)【PDF:1.23MB】](#)  (略)

本発表資料のお問い合わせ先

原子力規制庁
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
室長:金城
電話:03-3501-3352(代表)
03-5114-2111(夜間直通)

原子力防災課 事故対処室
室長:古金谷

担当:長江、坂本
電話:03-3501-3352(代表)
03-5114-2121(夜間直通)

[ページの先頭に戻る](#)

[ホームへ戻る](#)

[著作権・リンクについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [アクセシビリティについて](#)

原子力規制委員会 〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 TEL:03-3581-3352(代表) [地図](#)・[アクセス](#)

Copyright © Nuclear Regulation Authority. All Rights Reserved.

福島第一原子力発電所第3号機使用済燃料プールへの鉄骨落下事象に係る東京電力(株)からの報告を評価するとともに、追加的な対応の指示を行いましたので公表します。

原子力規制委員会は、平成24年9月26日付けで東京電力株式会社(以下「東京電力」という)に対して、平成24年9月22日の福島第一原子力発電所第3号機がれき撤去作業中に発生した使用済燃料プールに鉄骨が落下した事象について、その原因究明及び再発防止対策を求めるとともに、本件による使用済燃料及び使用済燃料プールへの影響評価を行うこと等を指示し(平成24年9月26日お知らせ済み)、10月3日に、東京電力から、当該指示に係る報告を受領しました(平成24年10月4日お知らせ済み)。

原子力規制委員会は、本日(10月10日)、上記報告を評価し、鉄骨落下による使用済燃料等の健全性に係る影響が確認されていること、落下原因の究明や再発防止対策が検討されていること等から、がれき撤去作業の再開については差し支えないものと判断するとともに、東京電力に対し、使用済燃料プールから冷却水が喪失した場合における使用済燃料の健全性及び影響評価等について、追加的な対応の指示を行いましたので、公表します。

1. 経緯

- (1) 平成24年9月22日午前11時頃、福島第一原子力発電所第3号機原子炉建屋上部のがれき撤去作業中に、使用済燃料プール付近にあった鉄骨が当該プール内に滑り落ちる事象が発生し、同日付で原子力規制委員会に報告がありました。
- (2) 原子力規制委員会は、本事象の内容に鑑み東京電力に対し、原因究明、再発防止対策及び使用済燃料への影響評価を行うこと等を同日、口頭にて指示するとともに、平成24年9月26日付け「福島第一原子力発電所第3号機使用済燃料プールへの鉄骨落下事象について(指示)」により、指示を行いました。
- (3) 10月3日に、原子力規制委員会は、上記の指示に対する東京電力からの報告を受領しました。
- (4) 10月10日に、原子力規制委員会は、上記の指示に対する東京電力からの報告を評価するとともに、追加的な対応の指示を行いました。

2. 報告書の概要

東京電力の報告書においては、事故発生時の経過概要に係る事実関係を示した上で、当委員会が指示した4項目について報告されています。

(当該URL：<http://www.nsr.go.jp/news/24/10/1004-4.html>)

3. 原子力規制委員会の評価

当委員会の指示事項に対して、東京電力からの報告書において、

- ①鉄骨落下による使用済燃料及び燃料プール等の健全性に係る影響が確認されていること
- ②落下原因の究明や再発防止対策が検討されていること
- ③がれき等が使用済燃料プールに落下した場合の安全対策が検討されていること
- ④使用済燃料プールライナの破損と水が漏出した場合の影響評価が行われていること

を確認しました。

これらを踏まえ、がれき撤去作業の再開については差し支えないものと判断しました。

ただし、再発防止対策をより確実なものとするため、使用済燃料プールの冷却水が喪失した場合の影響評価がなされていないことから、次の事項について、東京電力に対して追加的な対応を指示しました。

4. 追加的な対応に係る指示

- ①がれき撤去にあたって、東京電力は協力会社と連携して、慎重に状況調査計画を検討した上で作業に着手すること。
- ②使用済燃料の状態確認においては、直接確認する方法（例えば水中カメラによる確認結果）も加えること。
- ③使用済燃料プールから冷却水が喪失した場合における使用済燃料の健全性及び影響評価について、追加検討を行うこと。

5. 今後の予定

原子力規制委員会は、鉄骨落下に係る再発防止対策が確実に実施されていること及びがれき等が使用済燃料プールに落下した場合の安全対策が講じられていることについて、現地の原子力保安検査官による確認を行ってまいります。また、追加的な対応に係る東京電力の取り組みについて報告を受けるとともに、その内容を確認してまいります。

(別添)

- ・「福島第一原子力発電所第3号機使用済燃料プールへの鉄骨落下事象に係る報告」に対する評価
- ・福島第一原子力発電所第3号機使用済燃料プールへの鉄骨落下事象について(追加指示)

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力規制庁

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

室長：金城

担当：宮本

電話：03-3501-3352 (代表)

03-5114-2111 (夜間直通)

原規福発第 121010002 号

平成 24 年 10 月 10 日

東京電力株式会社
代表執行役社長 殿

原子力規制委員会

福島第一原子力発電所第 3 号機使用済燃料プールへの鉄骨落下事象について（追加指示）

当委員会は、平成 24 年 9 月 26 日付け福島第一原子力発電所第 3 号機使用済燃料プールへの鉄骨落下事象について（指示）について、貴社より、平成 24 年 10 月 3 日に福島第一原子力発電所第 3 号機使用済燃料プールへの鉄骨落下事象に係る報告を受け、評価を行いました。

その結果、使用済燃料プール等の健全性に係る確認、原因究明及び再発防止対策等の検討が行われているものと評価されるため、がれき撤去作業の再開については差し支えありません。

しかしながら、貴社に対し、再発防止対策の確実性の向上及び使用済燃料プールの冷却水喪失時の影響評価に係る以下の事項について対応するよう指示します。

記

1. がれき撤去にあたって、東京電力は協力会社と連携して慎重に状況調査計画を検討した上で作業に着手すること。
2. 使用済燃料の状態確認においては、直接確認する方法（例えば水中カメラによる確認結果）も加えること。
3. 使用済燃料プールの冷却水が喪失した場合における使用済燃料の健全性及び影響評価について、追加検討を行うこと。
4. 1. ～3. の検討結果について、平成 24 年 10 月 19 日までに報告すること。

以 上

「福島第一原子力発電所第3号機使用済燃料プールへの

鉄骨落下事象に係る報告」に対する評価

平成24年10月10日
原子力規制委員会

1. 経緯

原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）は、東京電力株式会社（以下、「東京電力」という。）に対し、9月22日に発生した福島第一原子力発電所第3号機の使用済燃料プールへの鉄骨落下事象を踏まえ、本件事象に起因する原因究明及び再発防止策を講ずるとともに、本件事象による使用済燃料及び使用済燃料プールへの影響評価を行うこと等について、下記項目を9月26日に指示し、10月3日東京電力から報告があった。

- ① 鉄骨が落下したことによる使用済燃料、使用済燃料貯蔵ラック及び使用済燃料プールの健全性への影響を評価すること
- ② 誤って鉄骨を落下させた原因を究明するとともに再発防止策を講ずること
- ③ がれき等が使用済燃料プールに落下し、万が一使用済燃料が破損した場合を考慮した安全確保策を構築すること
- ④ 鉄骨等の落下により3号機使用済燃料プールが破損し水が漏出した場合を想定し、その影響を評価するとともに、燃料の健全性を維持するための対応策を示すこと
- ⑤ ①～④について10月3日までに当委員会に報告すること
- ⑥ 上記報告の当委員会による評価が出るまでの間は、当該がれき撤去作業を再開しないこと

2. 報告書の概要

報告書においては、事故発生時の経過概要に係る事実関係を示した上で、当委員会が指示した4項目について別紙の概要のとおり報告されている。（別紙参照）

3. 原子力規制委員会の評価

当委員会においては、東京電力からの報告について、次のとおり各項目毎に評価を行った。

3-1 指示事項1：鉄骨が落下したことによる使用済燃料、使用済燃料貯蔵ラック及び使用済燃料プールの健全性への影響を評価すること

当委員会は、周辺環境等への影響について、東京電力が以下の項目について事故発生前後で有意な変化はなかったと評価していることを確認した。

- ① 使用済燃料プール周辺の雰囲気線量
- ② 使用済燃料プール水の放射能濃度
- ③ スキマーサージタンク水位
- ④ 敷地境界における線量率
- ⑤ 使用済燃料プール水位等

また、使用済燃料プール内の水中カメラにより、東京電力が以下の調査結果を得ていることを確認した。

- ① 落下したと推定される鉄骨がれきの状態
- ② 当該鉄骨がれきは使用済燃料貯蔵ラックには接触しておらず、その下端の下には使用済燃料は貯蔵されていないこと
- ③ 近傍の使用済燃料プールライナに損傷がないこと

以上の結果から、当該鉄骨がれきは、使用済燃料、使用済燃料貯蔵ラック及び使用済燃料プールライナに接触しておらず、また、雰囲気線量、放射線量やプール水位に変化は認められないことから、使用済燃料、使用済燃料貯蔵ラック及び使用済燃料プールの健全性に係る影響は確認されないとする東京電力の報告は、適切なものと評価する。

3-2 指示事項2：誤って鉄骨を落下させた原因を究明するとともに再発防止策を講ずること

当委員会は、誤って鉄骨を落下させた原因として、東京電力が

- ① 当該鉄骨端部の他鉄骨との接続有無の誤認
 - ② 当該鉄骨が他の鉄骨を切断中に振動により動いたこと
 - ③ がれきを監視する担当者がいなかったこと
 - ④ がれきを洗い出し、その対策として、
 - ① 鉄骨端部の調査、確認を徹底し不明であれば試し吊りで確認すること
 - ② 他のがれき等へのリスク評価を行い撤去手順を見直し確認すること及びその日の作業終了時に手順の変更や落下が想定される鉄骨の有無について確認すること
 - ③ がれき監視専任担当者を配置すること
- とすることを確認した。

当委員会としては、原因の分析や、それに対応した再発防止対策の検討が適切になされていると考える。

ただし、これらの再発防止対策は人的な改善策となっており、現場は高線量で遠隔操作による作業以外は実施困難であり設備改善による予防措置が困難であると考えられることから、上記の対策により東京電力と協力会社との連携を密にし、細心の注意を払って慎重に作業を進め、適切に再発を防止することが必要であると考える。

特に、鉄骨端部の状況が未確認の場合においては、協力会社のみならず、東京電力と協力会社が連携して慎重に状況調査計画を検討した上で作業に着手する必要があると考える。

3-3 指示事項3：がれき等が使用済燃料プールに落下し、万が一使用済燃料が破損した場合を考慮した安全確保策を構築すること

当委員会は、がれき等が使用済燃料プールに落下した場合、東京電力が速やかに原子炉建屋5階オペレーションフロアの雰囲気線量やスキマーサージタンク水位等の関連データを確認した上で、状況に応じて連絡・避難・対応等（工事所管グループから復旧班長への連絡、復旧班長から緊急時対策本部内への報告及び避難指示発令、避難指示発令後の対応、異常が確認された場合の対応操作、避難指示解除又は作業中断解除）を行うとされていることを確認した。

以上の結果から、使用済燃料が破損した際の作業者への安全確保対策はとられていると評価する。

しかしながら、使用済燃料の破損の有無の確認については

- ① 使用済燃料プール周辺での雰囲気線量
- ② 使用済燃料プール水の放射能濃度
- ③ スキマーサージタンク水位
- ④ 敷地境界における線量率
- ⑤ 使用済燃料プール水位等

に基づき行うとされているが、報告された使用済燃料プール周辺での雰囲気線量の変動幅（水面から約2mでの測定値：17.8mSv/h～110.0mSv/h）に対し、現在確認されている最大の鉄骨がれきが万一落下した場合の線量評価結果（水面から1m離れた場所での線量率：8mSv/h）が小さいことから、線量の確認のみでは使用済燃料の破損の有無が確認できないことも想定される。このため、速やかに使用済燃料の状況確認を行えるよう、直接確認する方法（例えば、水中カメラによる確認結果）についても実施する必要がある。

3-4 指示事項4：鉄骨等の落下により3号機使用済燃料プールが破損し水が漏出した場合を想定し、その影響を評価するとともに、燃料の健全性を維持するための対応策を示すこと

当委員会は、東京電力の影響評価の結果として、鉄骨が横向きに落下し、設置面積全面（長さ約10m、幅約10mm）に亀裂が発生した場合と、さらに大口径の亀裂が発生した場合（ライナドレン配管径の全開口を想定した場合）の評価を行い、使用済燃料プールからの漏れい流量が最大で約27m³/h、平均で約23m³/hとなり、使用済燃料貯蔵有効頂部+2mに至るまでの時間が約28hとなる評価結果であることと確認した。

また、当委員会は、使用済燃料プールからの漏れいが発生した場合の対策として、現場設備の電動ポンプ、消防車、コンクリートポンプ車を用いて使用済燃料プールへの補給を行うこと、これらの補給能力がそれぞれ約30m³/hを有し、これらのいづれかによる冷却水補給により、使用済燃料プール水位を使用済燃料有効頂部+2m以上に保ち、使用済燃料の健全性の維持が可能であるとしていることを確認した。さらに、使用済燃料プールへの補給作業は約1～6時間で着手可能であり、使用済燃料プール水位が使用済燃料有効頂部+2mに至るまでには十分対応が可能であるとしていることを確認した。

しかしながら、当委員会は、東京電力の報告が、使用済燃料プールのライナは損傷するものの、プールそのものは健全であるという前提条件としているが、可能性としては非常に低いものの、使用済燃料プールの冷却水が喪失した場合における使用済燃料の健全性及び影響評価について、追加検討を行う必要があるものと考ええる。

4. まとめ

当委員会の指示事項に対して、東京電力の報告書において、鉄骨落下による使用済燃料及び使用済燃料プール等の健全性に係る影響が確認されていること、落下原因の究明や再発防止対策が検討されていること、がれき等が使用済燃料プールに落下した場合の安全対策が検討されていること、使用済燃料プールライナの破損と水が漏出した場合の影響評価が行われていることを確認した。

これらを踏まえると、がれき撤去作業の再開については差し支えないものと判断する。

ただし、再発防止対策をより確実なものとするため、使用済燃料プールからより厳しい条件で冷却水が喪失した場合の影響評価がなされていないことから、次の事項について、東京電力に対して追加的に対応を求めるとする。

- ① がれき撤去にあたっては、東京電力は協力会社と連携して慎重に状況調査計画を検討した上で作業に着手すること。
- ② 使用済燃料の状況確認においては、直接確認する方法（例えば水中カメラによる確認）についても実施すること。
- ③ 使用済燃料プールの冷却水が喪失した場合の使用済燃料の健全性及び影響評価について、追加検討を行うこと。

別紙

「福島第一原子力発電所第3号機使用済燃料プールへの鉄骨落下事象に係る報告」に係る原子力規制委員会指示事項に関する報告概要

1. 鉄骨がれきが滑り落ちて水没したことによる使用済燃料、使用済燃料貯蔵ラック及び使用済燃料プールの健全性への影響評価

以下の結果から、当該鉄骨がれきは使用済燃料、使用済燃料貯蔵ラック及び使用済燃料プールライナに接触しておらず、各々に影響は確認されていないとしている。

(1) 周辺環境等への影響確認結果

周辺環境等への影響を確認するため、予めリスク対策の中で定めた項目として、以下について事故発生前後で有意な変化は確認されなかったとしている。

- ①使用済燃料プール周辺の雰囲気線量
- ②使用済燃料プール水の放射能濃度
- ③スキマーサージタンク水位
- ④敷地境界における線量率
- ⑤使用済燃料プール水位等

(2) 使用済燃料プール内の水中カメラによる確認結果

水中カメラにより使用済燃料プール内を調査した結果、以下のことを確認したとしている。

- ① 落下したと推定される鉄骨がれきの状態
- ② 当該鉄骨がれきは使用済燃料貯蔵ラックには接触しておらず、その下端の下には使用済燃料は貯蔵されていないこと
- ③ 近傍の使用済燃料プールライナに損傷がないこと

2. 誤って鉄骨がれきが滑り落ちて水没した事象の原因究明及び再発防止策

使用済燃料プール周辺がれき撤去作業の撤去計画方針及び監理方針を示した上で、事象関係と原因の洗い出しを行い、原因及び再発防止策を以下のよう示している。

原因	再発防止策
・協力会社は、「鉄骨がれき撤去手順」の作成時に事前に調査分析を実施していたが、必ずしも十分にはできていなかった。	・協力会社は、「鉄骨がれき撤去手順」の作成時に、鉄骨端部の状況が未確認の鉄骨がれきは、可能な範囲において監視カメラで

調査を行い、必要に応じ撤去におけるリスク評価も含めた当該手順の見直しを実施し、東京電力が確認する。 ・協力会社は、鉄骨端部の状況が未確認の鉄骨がれきが、がれき撤去作業の進捗からも確認できない場合は、試し吊りなどにより状況調査を実施し、協力会社により確認を行った上、撤去におけるリスク評価も含めた上記手順の見直しを確実に実施し、東京電力が確認する。	・協力会社は、予め東京電力と協力会社で事前に確認していた「鉄骨がれき撤去手順」に示されていない鉄骨がれきがあることを認識した時点で当該手順を見直し、撤去におけるリスク評価を含めた当該手順を東京電力が確認する。 ・協力会社は、鉄骨がれき撤去を実施した日の作業終了時、翌日以降の作業計画に上記手順の変更、使用済燃料プールへ落下が想定される新たな鉄骨がれきの有無について東京電力が確認をする。
・協力会社は、作業当日の朝に、予め東京電力と協力会社で確認していた「鉄骨がれき撤去手順」に示されていない鉄骨がれきがある旨を東京電力に説明したが、協力会社と東京電力は当該手順について撤去におけるリスクを確認しないまま作業を開始した	・協力会社は、使用済燃料プールへ落下が想定される鉄骨がれき撤去作業中は、常に使用済燃料プール周辺がれきの挙動を監視する専任監視担当者を配置する。東京電力は専任監視担当者が監視していることを確認する。

3. 鉄骨がれき等が使用済燃料プールに落下し、万が一使用済燃料が破損した場合を考慮した安全確保策

鉄骨がれき等が使用済燃料プールに落下し、使用済燃料が破損した場合を考慮し、鉄骨がれき等の落下を確認した場合には原子炉建屋5階オペレーションフロアの雰囲気線量やスキマーサージタンク水位等の関連データを確認した上で、状況に応じて以下の対応を行うとし、その内容を示している。

- ① 工事所管グループから復旧班長への連絡
- ② 復旧班長から緊急時対策本部内への報告及び避難指示発令
- ③ 避難指示発令後の対応
- ④ 異常が確認された場合の対応操作
- ⑤ 避難指示解除又は作業中断解除

報告では、添付資料において参考として現在確認されている最大の鉄骨がれきが万一落下した場合の総量評価を行っており、落下によって、その範囲にある全ての使用済燃料（90体）が損傷し、ガス状の核分裂生成物が放出された場合、敷地境界外における総量は概算で 6×10^{-3} mSv程度であり、法令に定める発電所敷地境界の線量限度（年間 1mSv）と比較して十分小さいとしている。

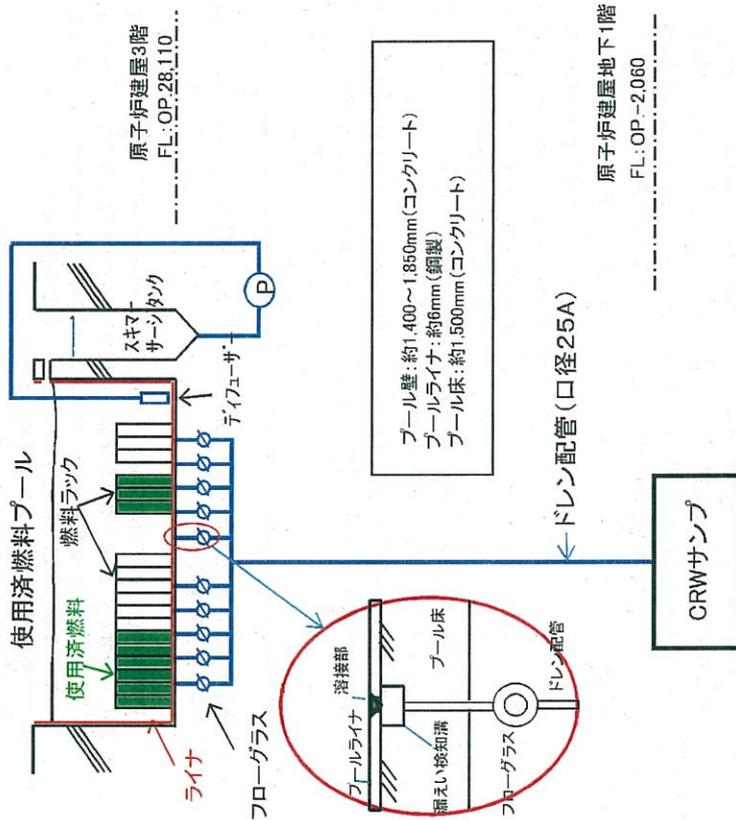
4. 鉄骨がれき等の落下により使用済燃料プールが破損し水が漏出した場合の影響評価及び燃料の健全性を維持するための対応策

鉄骨がれき等の落下により、使用済燃料プールライナが破損し、水が漏出した場合の漏えい流量、使用済燃料プール水位が水遮へいが有効とされる使用済燃料有効頂部+2mに至るまでの時間を算出し、使用済燃料に与える影響を評価している。

評価では保守的に鉄骨が横向きに落下し、設置面積全面（長さ約 10m、幅約 10mm）に亀裂が発生したと想定した場合、使用済燃料プールからの漏えい流量は最大で約 17m³/h、平均で約 15m³/hとなり、使用済燃料貯蔵有効頂部+2mに至るまでの時間は約 43hと評価している。

また、上記想定を超える大口径の亀裂が発生した場合として、ライナドレン配管径の亀裂を想定した場合、使用済燃料プールからの漏えい流量は最大で約 27m³/h、平均で約 23m³/hとなり、使用済燃料貯蔵有効頂部+2mに至るまでの時間は約 28hと評価している。

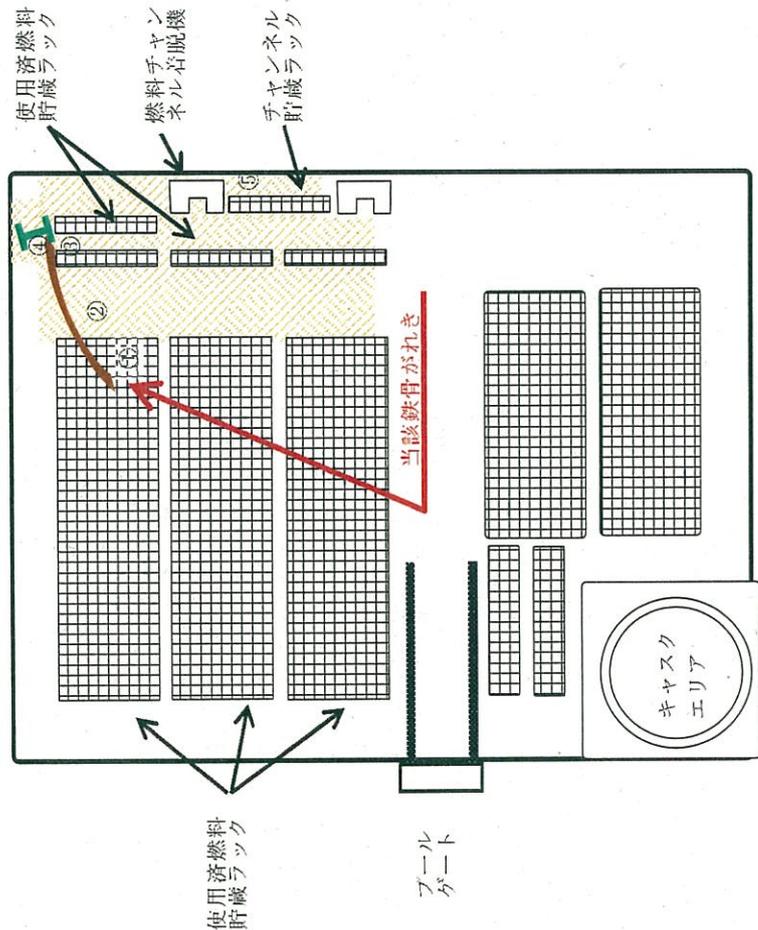
対応策として、使用済燃料プールから漏えいが発生した場合は、現場に配備している電動ポンプ、消防車、コンクリートポンプ車を用いて使用済燃料プールへの補給を行うとしている。これらの補給能力はそれぞれ約 30m³/hであることから、これらのいずれかを用いた補給を行うことで、使用済燃料プール水位を使用済燃料有効頂部+2m以上に保つことができ、使用済燃料の健全性を維持することが可能であるとしている。また、使用済燃料プールへの補給作業は約 1~6 時間で着手可能であることから、使用済燃料プール水位が使用済燃料有効頂部+2mに至るまでに十分対応は可能であると考えるとしている。



※本資料はイメージ図であり、燃料ラック、燃料、バルブ数等は実際の数量を表しておりません。

図-1 3号機原子炉建屋 使用済燃料プールおよびライナドレン配管系統のイメージ図

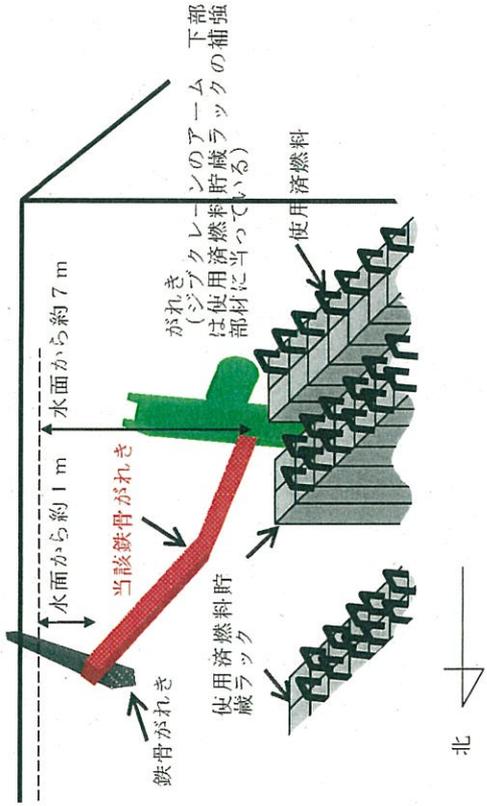
北



: 今回の確認範囲
 丸数字: 写真撮影位置

図一2 水中カメラによる調査範囲と当該鉄骨がれき位置

オペレーティングフロア床面



図一3 当該鉄骨がれきの状態

[ホーム](#) [新着情報](#) [福島第一原子力発電所第3号機タービン建屋内における放射性物質を含む水の漏えいに対して指示しましたので公表](#)

新着情報

福島第一原子力発電所第3号機タービン建屋内における放射性物質を含む水の漏えいに対して指示しましたので公表します。

平成24年10月17日

原子力規制委員会

原子力規制委員会は、平成24年10月15日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所第3号機のタービン建屋内における放射性物質を含む水の漏えいについて、本日、指示を行いましたので、公表します。

別添

[福島第一原子力発電所第3号機タービン建屋内における放射性物質を含む水の漏えいについて\(指示\)【PDF: 57KB】](#)

本公表資料のお問い合わせ先

原子力規制庁
原子力防災課 事故対処室
室長:古金谷
担当:竹内、浅田
電話:03-3581-3352(代表)
03-5114-2121(夜間直通)

東京電力福島第一原子力発電所事故対処室
室長:金城
担当:宮本、内藤
電話:03-3581-3352(代表)
03-5114-2111(夜間直通)

[ページの先頭に戻る](#)

[ホームへ戻る](#)

[著作権・リンクについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [アクセシビリティについて](#)

原子力規制委員会 〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 TEL:03-3581-3352(代表) [地図](#)・[アクセス](#)

Copyright © Nuclear Regulation Authority. All Rights Reserved.

原規防発第121016001号
平成24年10月17日

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己 殿

原子力規制委員会

NRA-06d-12-002

NRA-09d-12-003

東京電力株式会社福島第一原子力発電所第3号機タービン建屋内における放射
性物質を含む水の漏えいについて（指示）

原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所第3号機（以下「3号機」という。）のタービン建屋内における放射性物質を含む水の漏えいについて、平成24年10月15日に東京電力株式会社から連絡を受けたところです。この連絡によると、今回の漏えいは、同年8月14日に発生した同発電所第4号機（以下「4号機」という。）のタービン建屋内における放射性物質を含む水の漏えいと同一の耐圧ホースから発生しています。

当委員会としては、同年8月14日の漏えいと同様の漏えいが発生したことを受け、下記の対応を求めるとともに、その結果について同年10月31日までに報告することを求めます。

記

1. 3号機タービン建屋の耐圧ホースから放射性物質を含む水が漏えいした原因究明を行うこと。
2. 平成24年8月14日に発生した4号機タービン建屋の放射性物質を含む水が移送する耐圧ホースから漏えいした事案について東京電力株式会社より旧原子力安全・保安院に対して報告を行っているが、当該報告における再発防止対策等が本事象に照らして十分なものか検証を行うこと。
3. 2.で行った検証結果に応じ、更なる再発防止対策等を検討すること。

以上